

## 虐待防止委員会規程

### （委員会の設置）

第1条 この規程は特定非営利活動法人あおり24（以下「法人」という。）が開設する、あおり24（以下「事業所」という。）が実施する障害福祉サービス・訪問介護事業（以下「事業」という。）において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員会の目的）

第2条 この規定は委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （委員会の組織）

第3条 委員会は委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は理事長とする。
- 3 委員の選任については、当該事業所の管理者およびサービス提供責任者、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- 4 必要のある場合は、第三者を委員に加えることができる。
- 5 虐待防止委員会は、身体拘束等適正化委員会の委員を兼ねる。

### （委員会の開催）

第4条 委員会は年1回の定例会を開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 身体拘束等適正化委員会を同時に開催する。
- 3 虐待の通報受付時には臨時で開催し、委員長が招集する。
- 4 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 5 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

### （委員会の業務）

第5条 委員会は次の業務を行う。

- （1）職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- （2）虐待や虐待通報がるとき又は虐待のおそれがあるときは、虐待防止責任者と連携して、虐待防止委員会において対応する。
- （3）「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- （4）上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞があるときは、虐待防止受付担当者に報告する。

- (5) 虐待防止に関する研修を年に1回以上実施する。
- (6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より社会福祉法に関する法律や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 4 委員会は、利用者虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、早急に協議を行い虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第7条 苦情及び説明・同意については事業所の利用者契約書及び重要説明書に準拠し対応する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、理事会にて協議し定めるものとする。

(附則)

この規定は令和4年4月1日より施行する。

委員及び役職変更の為、令和4年7月1日一部改訂。

特定非営利活動法人あおもり24 虐待防止委員会 委員名簿

委員長	佐藤 廣 則	理事長
委員	長内 昭 憲	虐待防止責任者 居宅介護・重度訪問・訪問介護あおもり24 管理者
委員	葛西 大 典	サービス提供責任者 研修担当
委員	佐藤 真理子	法人事務局長
事務局	阿部 恵	コーディネーター